

別 紙

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

【適用基準】

・札幌市、北広島市、厚真町においては、住家全壊10世帯以上で支援法施行令第2号に該当。